

<第14回通常総会>

＝「抜本的税制改革」をめぐって＝ 全議案を承認可決

去る8月20日、文京区「全労連会館」において第14回通常総会が開催されました。

06年度事業活動報告書、収支計算書、07年度事業活動計画、予算案ほか全議案いずれも原案どおり承認可決されて、吉本理事長以下新役員のもとに、設立後15年目の会務運営がスタートを切りました。

司会者は、議案審議に先立ち、本総会の議長の選任について武田等会員に議長就任を要請したところ、同会員はこれを承諾しました。

次いで吉本理事長の挨拶があり（別掲）、来賓として北野弘久（日大名誉教授）、八代司（全国税副執行委員長）両氏から祝辞が披露されました。

議案審議に入り第1号議案事業活動報告について本川専務理事代行が、第2号議案収支計算書はじめ決算報告について佐々木財政部長が主旨説明を行い、原案どおり可決されました。

監査報告は、小沢監事の報告どおり承認されました。

続いて第3号議案事業活動計画について本川専務理事代行が、第4号議案予算案について佐々木財政部長が主旨説明を行い、原案どおり可決されました。

役員選出につきましては、理事等総会による選

出ののち理事会の互選を経て、吉本理事長以下新役員体制が確定しました。（新役員名別掲）

以上議事終了して坂内副理事長が閉会挨拶を行いました。

新企画の第二部（研究活動報告）

次いで、今回初の試みとして研究各部署の活動報告会が開かれました。

徴収行政と滞納問題の実務的対処法—角谷啓一会員、個人課税部門の今後の事務運営の諸問題—石塚幹雄会員、公益法人制度改革と会計・税務—青木輝光会員、今日における質問検査権の諸課題—永沢晃会員、によってそれぞれの部会のテーマを掘り下げた報告提案が行われ、注目をあつめました。

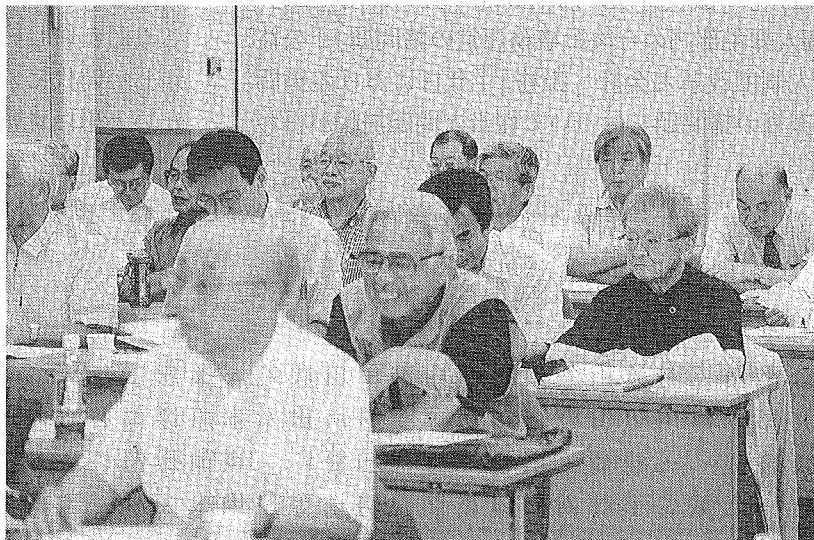
公益法人や徴収分割納付等について質問が出されたことも付け加えておきます。

いわゆる総会を第一部とするならば、各部署報告は第二部として位置づけられます。

総会の出席者は72人（内委任状19人）でした。

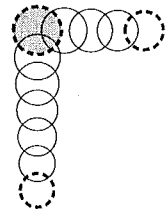
第二部は、風間副理事長の閉会の挨拶により終了しました。

恒例のレセプションは盛会で、参加者は明日からの健闘を誓い散会しました。



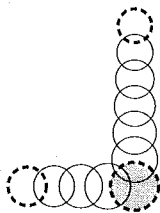
第37回 公開講座 ご案内

07年10月11日(木) 13時~/全労連会館



本年度事務運営 の 特徴

庶民大増税



政府の経済財政基本方針、いわゆる骨太方針(07年度)では、税制改革について「平成19年秋以降税制改革の本格的な論議を行い、平成19年度を目途に、社会保障給付全般や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む税大系の抜本的改革を実現させるべく取り組む」

来年1月、国会に「抜本的税制改革」法案を提出する、としています。

さきの参院選にみる自民党議席の著しい後退にもかかわらず「抜本的税制改革」に自民党は固執していることは許すことができません。庶民大増税のもとで機構再編をにらみ、税務行政の事務運営は、著しい特徴を示しています。

このような時にいかに対処すべきでしょうか。今回の公開講座はセンター会員は勿論、税理士団体・納税者団体に広く呼びかけ、税務行政の現状と問題点を明らかにして対処の指針を浮び上がらせたいと考えています。

多数の御参加を期待します。

日時：07年10月11日(木) 13時開会
会場：文京区 平和と労働センター・全労連会館 〈TEL 03-5842-5610〉

- (1) 米国税務行政視察をふまえて、税務行政の現状と問題点
- (2) 本年度の調査・徴収事務の特徴
 - ① 個人課税について
 - ② 資産課税について
 - ③ 法人課税について
 - ④ 徴収事務について

講師は、東京税財政研究センター講師団です。

参加費 5,000円
(但し当会員・賛助会員は3,000円代理1名可)

申込 FAX (03-3360-3870) で送信下さい。

消費税をどうする 高水準の滞納・件数

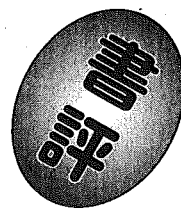
消費税推移表

| | 新規発生 滞納件数 | 申告件数 | 申告額 |
|------|--------------|------------|-------------|
| 13年度 | 千件 729 | 千件 2069 | 億円 95948 |
| 14年度 | 602 | 2027 | 95349 |
| 15年度 | 549 | 1976 | 94814 |
| 16年度 | 494 | 2020 | 95172 |
| 17年度 | 682 | 3557 | 100265 |

注 地方消費税を含まない
申告件数 申告額は既往年分を含まない
申告件数は実件数に近似している

IRS (米連邦内国歳入庁) の欠陥を衝く 「巨大政府機関の変貌」

チャールス・O・ロソッティ 著



1997年6月、両院議員・有識者・納税者団体代表等を網羅した連邦IRS改革委員会はIRSの全面的な改革を求める勧告を政府・議会及びIRSに対して行った。翌年にはIRS改革法が制定され、この改革遂行のために1998年、5年の任期でこの本の著者、経営管理のエキスパートであるチャールス・O・ロソッティが指名され上院で満場一致で承認された。

IRSの抜本的改革が叫ばれたのは、IRSが数値目標を掲げ実績を追及する余り、数多くの職権乱用、不完全な情報に基づく課税や滞納処分、職員の個人情報覗き見やその悪用など納税者虐待の事例が上院の公聴会で大問題になり、加えてコンピューター・プロジェクトの失敗による数十億ドルの損失も重なってIRSへの納税者の信頼は地に墜ち、IRS自身も自浄能力を喪失したことによる。

当税財政研究センターではKSK改革委員会の勧告の情報をいち早く入手し、他に先駆けて99年9月IRS問題の調査研究のため訪米、今年もIRS改革の状況調査のために訪米しその成果を発表する。

IRS長官として改革に携わった著者はその任

期中、納税者のIRSへの信頼を回復すべく納税者の視点に立った改革に着手、従来の局・署による地理的管理を廃止し、納税者態様毎の機能別管理に機構改革を断行、納税者を「顧客」として扱う観点でIRSの職員を再教育しながら相談業務へ重点配置を進めてきた。著者は当事者の証言「IRSは税務調査や滞納整理等の強制的活動による収入をどれだけ上げたことしか関心を払わなかった」を取り上げて述べている。

国税庁当局が内部事務と相談業務を切り詰め「調査と徴収」へ特化する税務行政の方向はIRSの過ちの二の舞に他ならないと懸念するのは果たして杞憂に過ぎないであろうか。

大蔵財務協会刊。

(風)

新入会員紹介

※ 会 員

・岡野 昌司
住 所 松戸市五香西 2-60-10
事務所 同 上

ザ・コラム

▼ 財政学を学んだとき「出を^{イセル}図り入るを制す」という言葉を教わった。▼ 国家財政は、必要額を先ずはじき出し、次にその調達にいくら税金をとればいいのかを決めるというのだ。

▼ 年貢のほかに臨時課税として関銭(京都への入り口七カ所に関所を設けて通行料)、段銭(土地一段当たりに賦課)、夫銭(夫役の代替として)、御用銭(勸進能のため他)を取り立てた政権がある。▼ それだけでない、分一徳政令(債務者が元本の十分の一を納めれば残りの債務破棄を認める)、逆に、分一徳政禁令(債権者が元本の十分の一を納めれば徳政を禁じて債権を保護してやる)を発し、債権者と債務者に二またかけて恥も外聞もない税金をはかった。▼ これらは銀閣の建造、造園、勸進能、遊山にすべてつき込まれた。

▼ その気になれば税金はいくらでも取れる。

▼ この政権は規律がゆるみ、中間管理職の位置を占める代官の着服、横領があたりまえとなり、飢饉が発生し人々は流民となって京都に流入、応仁の乱となり、政権は崩壊した。

▼ 時代は変わったが、わずかな生活保護費に申請書さえ渡さないのに、インド洋での給油が必要などとほざいている連中がいる。金が足りない、金が足りないと言っている。▼ 「入るをはかって出を制す」の発想がなく、その気になれば税金はいくらでも取れると思っている。(Y)